

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 菊地 保宏 様 あて名 〒160-0004 日本国東京都新宿区四谷2丁目14番地 四谷小林ビル6階 よつや国際特許事務所	PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]
発送日 （日.月.年） 14.06.2011	

出願人又は代理人 の書類記号 TL-G04-11-13	今後の手続きについては、下記2を参照すること。
--------------------------------	-------------------------

国際出願番号 PCT/JP2011/060731	国際出願日 （日.月.年） 10.05.2011	優先日 （日.月.年） 11.05.2010
-----------------------------	-----------------------------	---------------------------

国際特許分類（IPC） Int.Cl. A61B6/03(2006.01)i, A61B6/02(2006.01)i, A61B6/14(2006.01)i

出願人（氏名又は名称）
 株式会社テレシステムズ

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の単一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の不備
- 第VIII欄 国際出願に対する意見

2. 今後の手続き

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。

見解書を作成した日
 03.06.2011

名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/JP） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官（権限のある職員） 井上 香緒梨 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2Q	3614
--	--	----	------

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第IV欄 発明の単一性の欠如

1. 追加手数料の納付命令書（様式PCT/ISA/206）に対して、出願人は、規定期間内に、
- 追加手数料を納付した。
- 追加手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、異議を申し立てた。
- 追加手数料の納付と共に異議を申し立てたが、規定の異議申立手数料を支払わなかった。
- 追加手数料を納付しなかった。
2. 国際調査機関は、発明の単一性の要件を満たしていないと判断したが、追加手数料の納付を出願人に求めないこととした。
3. 国際調査機関は、PCT規則 13.1、13.2 及び 13.3 に規定する発明の単一性を次のように判断する。
- 満足する。
- 以下の理由により満足しない。

請求項 1-21 に係る発明に共通する事項は、「マーカを有するファントム」であるが、該共通事項は、国際調査報告にて提示された文献 JP 2007-136163 A（株式会社アクシオン・ジャパン）2007.06.07 に開示されているものであり、先行技術に対する貢献をもたらすものではないから、PCT 規則 13.2 の第 2 文の意味において「特別な技術的特徴」とは認められない。

そして、請求項 1-20（主発明）と上記先行技術とを比較する限りにおいて、主発明の技術的特徴は「マーカの既知の位置情報と画像から得られた前記マーカの位置の情報とに基づき、放射線源と検出器の間の距離情報及び前記検出器に対する前記放射線源の高さ情報を演算する第 1 の演算手段と、前記第 1 の演算手段の演算結果とデータに基づいて、ラインの位置の変化量を加味した、撮像空間における前記放射線源、前記検出器、及び断層面の位置関係を規定するパラメータを演算する第 2 の演算手段と、を備えたこと」である。

また、請求項 21（第 2 発明）と上記先行技術とを比較する限りにおいて、第 2 発明の技術的特徴は「断層面としての基準断層面をベースへ投影して生成される基準面軌道、及び、当該基準面軌道から離間し且つ当該基準面軌道に併走する他の軌道のそれぞれに沿って、軌道毎に複数、立設される支柱、を備えたこと」である。

主発明と第 2 発明のそれぞれの間、一又は二以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係は認められない。

よって、この国際出願は発明の単一性の要件を満たさない 2 つの発明を含む。

4. したがって、国際出願の次の部分について、この見解書を作成した。

すべての部分

請求項 _____

に関する部分

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-21	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-21	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-21	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

請求項1-21について

国際調査報告にて提示された文献のいずれにも、上記請求項に記載された下記構成は記載も示唆もなされていないから、上記請求項に係る発明は新規性および進歩性を有する。

- ・ マーカの既知の位置情報と画像から得られた前記マーカの位置の情報とに基づき、放射線源と検出器の間の距離情報及び前記検出器に対する前記放射線源の高さ情報を演算する第1の演算手段と、前記第1の演算手段の演算結果とデータに基づいて、ラインの位置の変化量を加味した、撮像空間における前記放射線源、前記検出器、及び断層面の位置関係を規定するパラメータを演算する第2の演算手段と、を備える点（請求項1-20）
- ・ 断層面としての基準断層面をベースへ投影して生成される基準面軌道、及び、当該基準面軌道から離間し且つ当該基準面軌道に併走する他の軌道のそれぞれに沿って、軌道毎に複数、立設される支柱を備える点（請求項21）

第Ⅷ欄 国際出願に対する意見

請求の範囲、明細書及び図面の明瞭性又は請求の範囲の明細書による十分な裏付についての意見を次に示す。

請求項 1 について

請求項 1 には、当該放射線源及び当該検出器、「当該放射線源」、又は前記対象物の何れかを移動させる移動手段、という記載と、前記移動手段により前記放射線源及び前記検出器、「当該検出器」、又は前記対象物を移動させるという記載とがあるが、両者の記載が一致しないため、移動手段が放射線源を移動させるものであるのか、それとも、検出器を移動させるものであるのか不明確である。

よって、請求項 1 の記載は PCT 第 6 条第 2 文における明確性を欠いている。

請求項 2 について

請求項 2 には「前記第 2 の演算手段」と記載されているが、請求項 2 の該記載以前の部分には「第 2 の演算手段」に関する記載がないから、「前記第 2 の演算手段」とはどのようなものであるのか不明確である。

よって、請求項 2 の記載は PCT 第 6 条第 2 文における明確性を欠いている。

請求項 3 について

請求項 3 には「前記キャリブレーションデータ」、「前記記憶手段」と記載されているが、請求項 3 の該記載以前の部分には「キャリブレーションデータ」、「記憶手段」に関する記載がないから、「前記キャリブレーションデータ」、「前記記憶手段」とはどのようなものであるのか不明確である。

よって、請求項 3 の記載は PCT 第 6 条第 2 文における明確性を欠いている。

請求項 1 2 について

請求項 1 2 には「前記位置」と記載されているが、何の位置を意味するものであるのか不明確である。

よって、請求項 1 2 の記載は PCT 第 6 条第 2 文における明確性を欠いている。